

株式会社フレックに対する買取決定について

平成16年6月25日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成16年4月27日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、
関係金融機関から機構への時価での債権の売却、
関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したり、債務の株式化（DES）を行ったりすること）
のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社フレック

2. 買取決定に係る金額等

- ・対象事業者の債権の元本総額 9,968 百万円（A）
- ・買取り（上記）に係る債権の元本額 2,267 百万円（B）
- ・関係金融機関等において金融支援（上記）
等が行われる債権の元本額 7,701 百万円（A - B）

*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

3. 金融支援額

債権放棄額 6,823 百万円（DESの実施予定はない）
（支援決定時点からの変更なし）

4. 主務大臣の意見
意見なし

5. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということの意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437